別記様式第三号（第十七条関係）

年　月　日

（都道府県知事／指定都市の長／中核市の長）　殿

登録事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称　　印
代表者氏名

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第12条第１項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更を届け出ます。

登録年月日			
登録番号			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

備考

１．登録事業者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

２．氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第二十七条　国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録申請書の添付書類）	（登録申請書の添付書類）
第六条　法第二十三条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。	**第六条**　法第二十三条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第一号ニ及び第二号ロの書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下この条及び第二十八条において同じ。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十八条において同じ。）の長の証明書をもって代えることができる。
一　法第二十二条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」という。）が法人である場合においては、次に掲げる書類	一　法第二十二条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」という。）が法人である場合においては、次に掲げる書類
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
（削る）	ニ　役員が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

別記様式第二号（第十七条関係）

年　月　日

（都道府県知事／指定都市の長／中核市の長）　殿

登録事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称　　印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第12条第１項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更を届け出ます。

登録年月日			
登録番号			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

備考

１．登録事業者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

２．氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。